

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の
一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案における
特定商取引に関する法律施行令の改正について

令和 3 年 12 月
消費者庁取引対策課

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案における特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「施行令」という。）の改正のうち、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 64 条の規定に照らし諮問の対象となり得る条文と、その改正内容は以下のとおりである。

改正を行う 施行令の条項	法律の根拠規定	施行令の改正内容
第 6 条	法第 26 条第 3 項	第 6 条中で引用している「第 16 条の 3」が条ずれすることに伴うハネの措置
第 10 条の 2	法第 40 条の 2 第 2 項第 4 号	条ずれの措置（「第 10 条の 3」に改正）
第 16 条の 2	法第 58 条の 4	条ずれの措置（「第 16 条の 3」に改正）
第 16 条の 3	法第 58 条の 17 第 2 項第 2 号	条ずれの措置（「第 16 条の 5」に改正）
附則第 3 項	法第 26 条第 4 項第 2 号	附則第 3 条第 2 号に規定されている時限の経過に伴う号の削除（+号ずれの措置）

上記の表の整理を踏まえると、いずれも内容面に影響する改正ではなく、諮問・答申を行っても結論に変更の余地のない形式的な改正といえる。

したがって、従前同様、法第 64 条に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。

以上